

賃貸借に関する契約書（案）

契約名称 足痕跡鑑定装置の賃貸借

賃貸借期間 契約締結の日から令和12年9月30日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

賃貸借料 契約期間の総額 ￥〇〇〇〇〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇〇円)

内訳	令和7年度	￥〇〇〇〇〇〇〇円
	令和8年度～令和11年度	各￥〇〇〇〇〇〇〇円
	令和12年度	￥〇〇〇〇〇〇〇円

月額 ￥〇〇〇〇〇〇〇円

契約保証金 契約期間の総額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

頭書業務について、

借主 山形県知事 吉村美栄子を発注者とし、

貸主 〇〇〇〇〇〇を受注者とし、

次の条項により賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、この契約に定める条項により、その所有に係る電子計算機及び周辺機器並びに当該電子計算機の動作に供する基本ソフトウェア及びその他のソフトウェア（以下「機器」という。）を発注者の使用に供し、発注者はその対価として賃貸借料を支払うものとする。

2 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（機器の明細）

第2条 機器の名称、規格、数量及び使用場所は別添1「機器明細表」のとおりとする。

（機器の納入）

第3条 機器の納入に関する事項は、別添2「納入に関する仕様書」のとおりとする。

（納入期限の遅延）

第4条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納入期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、賃貸借料（既納部分がある場合は賃貸借料から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

2 受注者は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議

して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(納入後の機器無償使用)

第5条 受注者は、機器の納入日から令和7年9月30日までの稼動検査等納入検査及び試運転調整期間中において、発注者に対して機器を無償で使用するものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面による発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本契約に関する当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(機器の管理)

第8条 発注者は、機器のために良好な環境を保持し、善良な管理者の注意をもって機器を管理及び使用し、これに発生する通常費は発注者が負担するものとする。

2 発注者は、第三者に対しこの契約に基づく賃借権又は機器を譲渡すること、若しくは、機器を貸与あるいはこれに権利を設定すること等の一切の処分行為を行ってはならない。

(受注者の表示権)

第9条 受注者は、機器に受注者の所有物である旨の表示をすることができることとし、その表示方法及び場所については発注者、受注者協議して決定する。

2 発注者は、受注者の承認を得ないで前項で定めた表示を取り外してはならない。

(禁止行為)

第10条 発注者は、受注者の承認を得た場合のほか、次の各号の行為をしてはならない。

(1) 機器を第三者に転貸すること。

(2) 機器をその本来の目的外に使用すること。

(機器の移転)

第11条 発注者は、機器を第2条に規定する使用場所から移転する必要があるときは、事前に受注者に通知しなければならない。

(危険負担)

第12条 発注者は、その責に帰すべき事由又は事故により機器の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、受注者が被った損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は発注者、受注者協議して決定する。

2 滅失又は毀損の原因が、天災地変等によるときは発注者、受注者協議して決定する。

(機器の改造等)

第13条 発注者又は受注者が機器に改造又は他の付属機器等を取付ける必要があるときは、発注者、受注者協議して決定する。

2 前項の場合において賃貸借料に変更が生じるときは、発注者、受注者協議して決定する。

(技術援助)

第14条 受注者は、機器の操作に必要な技術援助（故障の有無の確認、動作不具合に対する技術支援等。）を行うものとする。ただし、発注者の申し出により特別な技術援助を

提供した場合は、それに要する費用は発注者が負担するものとする。

(契約内容の変更等)

第15条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約の全部又は一部を一時中断することができる。この場合において、契約期間又は賃貸借料を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに機器の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(3) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第4号まで又は第6号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証

金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約期間における契約金額の総額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第17条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間における契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賃貸借料金の支払)

第18条 受注者は、当該使用月の翌月に、発注者に対し月額賃貸借料の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に月額の賃貸借料を受注者に支払うものとする。

3 この契約の期間中に、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が機器を使用できなかったとき、又はこの契約が月の中途において解除されたときの賃貸借料は次式により算出した額とする。

$$\text{賃貸借料} = \text{月額賃貸借料} \times \frac{\text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} \quad (1 \text{円未満切捨})$$

(遅延利息)

第19条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(機器の返還)

第20条 発注者は、契約期間が終了したとき、又は第16条第1項第2号から第6号まで、同条第2項、同条第6項、第17条のいずれかの規定により契約を解除したときは、機器に残存するデータを消去の上、すみやかに機器を受注者に返還することとし、返還に要する経費は受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときの機器の返還に要する経費は、発注者が負担するものとする。

(機密の保持等)

第21条 発注者又は受注者は、この契約の履行上直接若しくは間接に知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 発注者は、外部に持ち出しての修理に際しては、機器に残存するデータがある場合は確実に消去するものとする。ただし、データの完全消去が不可能な場合又は発注者がデータの保持を求めた場合は、受注者はデータが残存するハードディスク等の記録媒体を取り外して発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、機器の返還に際しては、機器に残存するデータを確実に消去したうえで、受注者に返還するものとする。
- 4 受注者は、前項による対応が困難であるときは、使用場所においてデータが残存するハードディスク等の記録媒体を取り外して発注者に無償譲渡するものとする。
- 5 受注者は、この契約に関わる受注者の従業員及びその他の者に、発注者の秘密を保持することの重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止対策を徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故発生の通知)

第23条 受注者は、機器の納入に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(発注者の履行追完請求権等)

第24条 契約物件がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、賃貸借料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(光熱水費の取扱い)

第25条 受注者が保守点検業務の遂行上必要とする電気、水道、ガス等の通常費は、発注者が負担するものとする。この場合、受注者は、効率的に使用し節約に努めなければならない。

(裁判管轄合意)

第26条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉 村 美栄子

受注者

別添1 機器明細表

番号	名称	規格	数量
	【データ編集・格納部】		
1	デスクトップ型パソコン等		2 式
	内訳		
2	ソフトウェア		2 式
	内訳		
	【出力部】		
1	プリンタ		1 式
	【撮影部】		
1	ミラーレスカメラ		1 式
2	マクロレンズ		1 式
3	ストロボ		1 式
4	カメラバック		1 式

○使用場所

山形県警察本部鑑識課

別添 2

納入に関する仕様書

(納入期限及び納入場所)

第1 機器の納入期限は令和7年9月30日とし、山形県警察本部へ納入すること。

(納入工程表)

第2 受注者は、この契約締結後7日以内に納入工程表（別記様式第1号）を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3 発注者は、この契約において、監理又は指示をする監督職員をおくことができる。

2 発注者は、前項により監督職員をおいたときは、監督職員指定（変更）通知書（別記様式第2号）によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。また監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約書に定められた事項の範囲内において監督を行い、次に定める納入責任者に対して必要な指示を与える等の権限を有する。

(納入責任者)

第4 受注者は、この契約において、機器等の手配及び納入並びに管理に関し指示をつかさどる納入責任者を選任し、納入責任者選任（変更）届（別記様式第3号）によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また納入責任者を変更したときも同様とする。

(納入体制の承認)

第5 受注者は、機器の納入及び設置作業等について、第三者に委託する場合は、納入業務に関する業務再委託承認申請書（別記様式第4号）により発注者の承認を受けなければならない。

(納入期限の延長)

第6 受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限までにすべての機器の納入を完了することができないことが明らかとなるときは、発注者に対してその事由を附して納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長期間については発注者、受注者で協議して決定する。

(機器の手配等調査)

第7 発注者は、必要があると認めるときは、機器の手配又は納入について中間報告を求め、又は実地において調査することができる。

(ソフトウェアの認証)

第8 受注者は、ソフトウェアがオンラインでの認証を必要とするものである場合は、データ編集端末にソフトウェアをインストールした後、オンラインでの認証を経た後に納入すること。

(納入検査)

第9 受注者は、全ての機器の納入を完了したときは、納入完了通知書（別記様式第5号）により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、稼動検査等の納入検査を実施し、納入完了通知書を受理した日から契約期間の初日までに、検査結果を受注者に通知しなければならない。

この場合、全ての機器の納入検査の合格をもって納入完了とみなすものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な修理又は調整を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合において、必要な修理又は調整の完了を納入完了とみなして前項の規定を適用する。

監 督 職 員 指 定 （ 変 更 ） 通 知 書	
令和 年 月 日	
様	
山形県知事 吉村 美栄子	
下記のとおり監督職員を指定（変更）しましたので通知します。	
記	
件 名	足痕跡鑑定装置の賃貸借
監 督 職 員	職 氏名
摘 要	

様式第 3 号（納入に関する仕様書第 4 関係）

納 入 責 任 者 選 任 （ 変 更 ） 届		
令和 年 月 日 山形県知事 殿 受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代 表 者 氏 名 下記のとおり納入責任者を選任（変更）したのでお届けします。 記		
件 名	足痕跡鑑定装置の賃貸借	
納 入 責 任 者	部 署	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
摘 要		

納入業務に関する業務再委託承認申請書	
年 月 日	
山形県知事 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したいので賃貸借に関する契約書第 7 条の規定により承認願います。 記	
契約件名	足痕跡鑑定装置の賃貸借
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 円) (内訳) 令和7年度 ¥ 令和8年度～令和11年度 ¥ 令和12年度 ¥
再委託する業務	別紙「業務再委託計画一覧表」のとおり
受注者 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 様 山形県知事 吉 村 美栄子	
上記について、承認 します。 しません。	

備考 1 本書は、正副 2 通提出すること。
2 発注者は、承認するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

備考 1 必要に応じ 再委託者の概要を記載した書類を添付すること。

様式第 5 号（納入に関する仕様書第 9 関係）

納 入 完 了 通 知 書	
令和 年 月 日 山形県知事 殿 受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 下記のとおり賃借機器の納入が完了したので通知します。 記	
件 名	足痕跡鑑定装置の賃貸借
納 入 物 件	足痕跡鑑定装置 一式
契 約 期 間	契約締結の日から令和12年9月30日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは、賃貸借の準備期間とするもので、賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。
納 入 期 限	令和7年9月30日
設置等完了年月日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	※ 令和 年 月 日
検 査 職 員	※ 職 氏名 ㊞
検 査 結 果	※
摘 要	

- 備考
- 1 本書は、正副2通を提出すること。
 - 2 ※印の付いている欄は、記入しないこと。
 - 3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、受注者に交付する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号又は個人番号が含まれるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限る、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第11 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。もに必要な措置を求めることができる。

(注) 1 発注者は知事又はその委任を受けた者、受注者は受託者をいう。

2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。